

○高木委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を進めてまいります。

まず1点目の、請願・陳情議案の審査についてということで、陳情第12号、委員会におけるインターネット中継についてを取り扱います。皆さんから何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それではまず、判断できる状況にあるかどうか、各会派に確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） 判断できます。

○品田委員（民主連合） 判断できます。

○中村委員（公明） 判断できます。

○石川委員（共産） 判断できます。

○ひぐま委員（無党派G） 判断できます。

○高木委員長 全会派、判断できるということでもありますので、判断の中身について確認をさせていただきたいと思います。採択または不採択、どちらかの判断になろうかと思いますが、意見開陳も含めてお伺いをしてまいります。

○菅原委員（自民会議） インターネットでありますけど、願意妥当と判断しております。

ただし、この庁舎が解体されるということでありまして、残るのであれば、今から準備してもいいのかと思います。いずれにしても、高いお金をかけても、解体されるところでありますので、できれば、新庁舎から、そういうことをやっていただければと思います。

以上です。

○品田委員（民主連合） 委員会におけるインターネット中継でありますけど、私ども民主・市民連合としても、必要であると考えていますので、願意妥当と判断いたします。しかしながら、実施については、来年秋に供用開始となる新庁舎からとし、委員会についても様々ありますことから、実施する委員会について、検討が必要ということをし添えたいと思います。

○中村委員（公明） 公明党としましても、願意妥当、採択すべきものと判断いたします。

理由としましては、今、2会派から説明があったとおりなんですけど、やはり、委員会のネット中継というのは、市民に対しても議会をよく知っていただく、そういった趣旨でございますので、進めるべきというふうに考えております。ただ、タイミングとしましては、やはり、新庁舎の供用開始以降ということに、現実的にはなろうかというふうに思いますので、そこは、条件というか、そういう条件のもとで賛成という形になります。そして、委員会も、陳情には委員会としか書いてないんですけど、民主さんからもありましたけど、考え方はいろいろあるとは思いますが、私どもも考え方を持っていますが、ここでは発言は避けたいと思いますけども、全体的には願意妥当という判断でございます。

○石川委員（共産） 陳情第12号について、日本共産党も願意妥当と判断します。以下、簡潔にその理由を述べます。

インターネット中継を視聴して、どの議員がどんな質問をしたのかが分かり、市議会が身近に感

じられたといった声が寄せられています。しかし残念ながら、陳情者が述べているように、現在、旭川市議会でインターネット中継が行われているのは本会議のみです。これを委員会まで広げることにより、さらに市議会への関心が広がり、ひいては、やはり陳情者が述べているよう、選挙の投票率向上に結びつくことも考えられます。

よって日本共産党は、陳情第12号を採択すべきと判断します。

○**ひぐま委員（無党派G）** 陳情第12号につきまして、我が会派の判断といたしましては、願意妥当と判断させていただきました。

やはり、インターネット中継なんです、開かれた議会のさらなる充実のためにも必要な要素ではないかというふうに考えております。実施につきましては、新庁舎供用の時期からでいいのではというふうに考えております。

以上です。

○**高木委員長** ただいま、各会派に確認をさせていただきました。陳情第12号については採択すべきものと決定することよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○**高木委員長** なお、実施に向けて、まだ議論を必要とする詳細があるかと思っておりますので、こちらについては引き続き、議会運営委員会の中で協議を進めていきたいというふうに思います。

そして、本会議での委員長口頭報告案については、正副委員長に一任をしていただいでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○**高木委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、令和4年第4回定例会の運営についての協議に入っていくわけですが、資料を配付するために、一旦休憩をさせていただきたいと思っております。また、再開後の委員会に無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○**高木委員長** それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○**高木委員長** それでは、再開いたします。

2点目、令和4年第4回定例会の運営について、（1）市長提出議案について、議案第2号ないし議案第51号の以上50件についての質疑、討論の有無及び賛否を確認させていただきたいと思っております。

○**菅原委員（自民会議）** 質疑あります。討論ありません。全議案賛成いたします。議案第2号ないし議案第4号、議案第7号、議案第9号ないし議案第12号、議案第16号、議案第22号及び議案第23号を一括して、質疑させていただきたいと思っております。

○**品田委員（民主連合）** 質疑あります。討論ありません。全議案賛成いたします。質疑は、議案第13号について、それから議案第35号及び議案第36号については一括してお願いします。

○**中村委員（公明）** 質疑あります。議案35号及び議案第36号について質疑があります。討論

はありません。全議案賛成いたします。

○石川委員（共産） 討論はありません。全議案賛成します。質疑については、議案第2号ないし議案第12号、議案第36号、議案37号ないし議案第42号についてお願いします。

○ひぐま委員（無党派G） 質疑あります。議案第32号及び議案第33号、そして、議案第46号についてです。討論なく、全議案賛成です。

○横山委員外議員（無所属） 質疑、討論ありません。全議案賛成します。

○高木委員長 共産に確認させていただきます。議案第2号ないし議案第12号までが一括、そして、議案第36号ないし議案第42号がもう一つの一括ということでしょうか。

○石川委員（共産） 議案第36号が一つで、議案第37号ないし議案第42号が一括です。

○高木委員長 今、確認をさせていただきました。それぞれ、多岐にわたる議案になるんですが、一括してということではありますが、一括ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 それでは、整理をさせていただきます。まず、一括ということで申出のあった順番でいきますが、議案第2号についての質疑をまずスタートさせていただいて、議案第2号に対して一括ということで申出をいただいているのが、自民会議、そして共産という形になります。自民会議の質疑が第2号ないし第4号、第7号、そして第9号ないし第12号、そして第16号、第22号及び第23号、これほどこの会派もかぶってませんので、この議案で一括ということをお願いします。共産からの申出は議案第2号ないし議案第12号でありますから、こちらをかぶってませんので、こちらを含めて一括で取り扱いたいというふうに思っております。続いて、民主連合の議案第13号に対する質疑はこの第13号のみで質疑という形になります。続いて、議案第32号及び議案第33号について無党派Gからの質疑、この部分はこれで一括して質疑に入ります。続いて、議案第35号及び議案第36号に対して質疑の申出が3会派からありましたので、こちらについて一括して取り扱います。続いて、議案第37号ないし議案第42号の部分について、こちらを一括して共産から質疑ということになります。最後に、議案第46号について無党派Gから質疑を行うという形になろうかと思えます。今、区切った一括ごとに議案として取り扱って質疑に入りますから、もしかすると、何度か質疑される方もいるかもしれないという状況になろうかと思えますので、よろしく願いいたします。そして、議案第44号ないし議案第51号の以上8件について、先ほど無党派Gから議案第46号に質疑の申出がありましたけれども、こちらについては、関連を有することから、一括して取り扱いたいと思えますので、質疑は第46号に対してですが、議案として一括して取り扱いたいと思えますので、よろしく願いをしたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 それでは、質疑者の確認をさせていただきたいと思えます。

○菅原委員（自民会議） 上村でお願いします。

○品田委員（民主連合） 塩尻でお願いします。

○中村委員（公明） 中村でお願いします。

○石川委員（共産） 石川でお願いします。

○ひぐま委員（無党派G） 議案第32号及び議案第33号は、上野でお願いします。議案第46

号は、ひぐまでお願いします。

○高木委員長 質疑順については、大会派順とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

複数にまたがったの質疑でありますので、一旦整理したものを、この後、皆さんにお配りをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、報告第1号ないし報告第4号の以上4件について、質疑の有無について確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） 質疑ございません。

○品田委員（民主連合） 質疑ありません。

○中村委員（公明） 質疑ありません。

○石川委員（共産） 質疑ありません。

○ひぐま委員（無党派G） 質疑ありません。

○横山委員外議員（無所属） 質疑ありません。

○高木委員長 そして、明日の本会議の進行についてであります。現在、本会議直接審議になった議案については、賛否の内容にかかわらず、一事件一議題の原則に基づいて、1件ごとに議題として扱っており、効率的な議事運営のために認められている簡易採決となる議案が多い場合であっても、審議に時間を要している状況にあります。今定例会においては、本会議直接審議になった議案が54件ということで、例年より多い状況にありまして、今定例会においてですが、議事運営の効率化を図るため、従前どおり日程順に進行していくことを基本として、連続する議案で質疑、討論なく、全会一致となること及び報告議案で質疑がないことを確認されたものについて、一括議題として審議をすることとしたいというふうに思っております。全会一致となって質疑、討論がないという部分の議案で連続している部分については、一括して簡易採決という取扱いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 そのように扱うこととさせていただきます。

続きまして、（2）議会提出議案について、ア及びイについて事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 アの請願・陳情議案の審査結果報告についてであります。御手元に御配付しております請願・陳情議案審査結果一覧表のとおり、総務常任委員会で1件、結論が出ており、総務常任委員会委員長から議長宛てに審査結果報告書が提出されておりますとともに、議会運営委員会で結論が出ており、議会運営委員会委員長から議長宛てに審査結果報告書を提出した後、最終日の本会議で報告を受けることとなります。したがって、質疑、討論の有無及び委員長報告のとおり決することに対する賛否につきまして、御協議いただきたいと思います。

次に、イの請願・陳情議案の閉会中継続審査付託につきましては、総務、民生、経済文教及び建設公営企業の各常任委員会委員長から議長に対しまして、閉会中の継続審査の申出を受け、最終日の本会議でその手続をとることになります。

以上でございます。

○高木委員長 ただいま事務局より説明をいただきました。その内容で確認をさせていただきます。

と思います。

そしてまず、請願・陳情議案の審査結果が出た部分について、各会派及び無所属に質疑、討論の有無及び委員長報告のとおり決することに対する賛否を確認させていただきたいと思います。

- 菅原委員（自民会議） 質疑、討論はありません。委員長報告のとおり決することに賛成です。
- 品田委員（民主連合） 質疑、討論ありません。陳情第19号については、委員長報告に対して反対です。陳情第12号は、賛成です。
- 中村委員（公明） 委員長報告に賛成をいたします。質疑、討論はありません。
- 石川委員（共産） 2件とも質疑、討論なく、委員長報告に賛成します。
- ひぐま委員（無党派G） 委員長報告に対して賛成です。質疑、討論ありません。
- 横山委員外議員（無所属） 質疑、討論ありません。委員長報告に賛成します。
- 高木委員長 続いて、ウの意見書・決議案についてに入っております。代表者会議の協議結果について皆様に配付をさせていただいております。まず、議長宛てに動議の意見書案が提出されておりますので、これより皆様に配付をさせていただきます。

（資料配付）

- 高木委員長 議案番号は、配付している代表者会議の結果のとおりであります。動議の意見書案について、まず確認をさせていただきます。意見書案第1号について確認をさせていただきます。提出会派に提案説明者を確認させていただきます。
- 中村委員（公明） もんまでお願いいたします。
- 高木委員長 そして、各会派の賛否の状況は一覧表のとおりということになっております。提出会派以外の各会派に質疑、討論の有無を確認させていただきます。
- 菅原委員（自民会議） 質疑、討論ありません。
- 品田委員（民主連合） 討論があります。質疑ありません。
- 石川委員（共産） 質疑、討論ありません。
- ひぐま委員（無党派G） 質疑、討論ありません。
- 高木委員長 続いて、無所属横山議員に質疑、討論の有無及び賛否を確認させていただきます。
- 横山委員外議員（無所属） 質疑、討論ありません。反対します。
- 高木委員長 続いて、民主連合から討論ということでありましたので、討論者の確認をさせていただきます。
- 品田委員（民主連合） 江川でお願いします。
- 高木委員長 反対だけですので、意見開陳という形にさせていただきます。以上、意見書案第1号を確認させていただきました。続いて、意見書案第2号であります。同じく提出会派に提案説明者を確認させていただきます。
- 石川委員（共産） 小松でお願いします。
- 高木委員長 各会派の賛否の状況は一覧表のとおりであります。提出会派以外の各会派に、質疑、討論の有無を確認させていただきます。
- 菅原委員（自民会議） 質疑、討論ありません。
- 品田委員（民主連合） 質疑、討論ありません。
- 中村委員（公明） 質疑、討論ありません。

○ひぐま委員（無党派G） 質疑、討論ありません。

○高木委員長 続いて、無所属横山議員に質疑、討論の有無及び賛否について確認をさせていただきます。

○横山委員外議員（無所属） 質疑、討論はありません。賛成します。

○高木委員長 続いて、全会一致の意見書案第3号及び第4号について、一括して確認をさせていただきます。各会派に討論の有無を確認させていただきます。

○菅原委員（自民会議） 討論ありません。

○品田委員（民主連合） 討論ありません。

○中村委員（公明） 討論ありません。

○石川委員（共産） 討論ありません。

○ひぐま委員（無党派G） 討論ありません。

○高木委員長 続いて、無所属横山議員に質疑、討論の有無及び賛否を確認させていただきます。

○横山委員外議員（無所属） 両意見書案とも質疑、討論なく賛成します。

○高木委員長 横山議員に伺います。賛成ということですが、提案者に加わるかどうか確認させていただきたいと思います。

○横山委員外議員（無所属） 加わりません。

○高木委員長 以上、意見書について確認をさせていただきました。

続いて、明日の本会議の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 明日の本会議の運びについて御説明いたします。

開会し、会議録署名議員の指名、報告の後、議事に入ります。まず、議案第2号ないし議案第12号、議案第16号、議案第22号及び議案第23号の以上14件を一括して議題とし、自民党・市民会議の上村議員、日本共産党の石川議員の順で質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第13号を議題とし、民主・市民連合の塩尻議員から質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第14号及び議案第15号の以上2件を一括して議題とし、質疑、討論なく、簡易採決となります。次に、議案第17号ないし議案第21号の以上5件を一括して議題とし、質疑、討論なく、簡易採決となります。次に、議案第24号ないし議案第31号の以上8件を一括して議題とし、質疑、討論なく、簡易採決となります。次に、議案第32号及び議案第33号の以上2件を一括して議題とし、無党派Gの上野議員から質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第34号を議題とし、質疑、討論なく、簡易採決となります。次に、議案第35号及び議案第36号の以上2件を一括して議題とし、民主・市民連合の塩尻議員、公明党の中村議員、日本共産党の石川議員の順で質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第37号ないし議案第42号の以上6件を一括して議題とし、日本共産党の石川議員から質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第43号を議題とし、質疑、討論なく、簡易採決となります。次に、議案第44号ないし議案第51号の以上8件を一括して議題とし、無党派Gのひぐま議員から質疑があり、討論なく、採決に入り、簡易採決となります。次に、報告第1号ないし報告第4号の以上4件を一括して議題とし、質疑なく、報告を了することになります。次に、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題とし、総務常任委員会委員長から陳情第19号の審査結果の口頭報告があった後、質疑、討論

なく、委員長報告のとおり、不採択とすることについて、起立採決となります。次に、議会運営委員会委員長から、陳情第12号の審査結果の口頭報告があった後、質疑、討論なく、委員長報告のとおり、採択することについて簡易採決となります。次に、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題とし、総務、民生、経済文教及び建設公営企業の各常任委員会委員長の申出どおり、閉会中の継続審査付託の手続をとることとなります。次に、意見書案第1号を議題とし、公明党のもんま議員から提案説明があった後、質疑なく、民主・市民連合の江川議員から反対の意見開陳があった後、採決に入り、起立採決となります。次に、意見書案第2号を議題とし、日本共産党の小松議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、起立採決となります。次に、意見書案第3号及び意見書案第4号の以上2件を順次議題とし、それぞれ提案説明を受けた後、いずれも質疑、討論なく、簡易採決となります。以上で閉会となります。

本会議の所要時間につきましては、発言部分を除き、およそ40分程度と思われます。

以上でございます。

○高木委員長 ただいまの事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは、その他に入ってまいります。

まず1点目、12月14日の本会議における議事進行の発言についてということで、昨日の本会議における、公明の中野議員からの議事進行の発言について、議長から議会運営委員会に対し、その対応について申入れがありました。議事進行発言の内容としては、通告した項目どおりの発言をしなかったというものであります。通告内容と一般質問当日の発言に多少の違いが生じることは、これはあり得るものと考えておりますが、平成24年10月3日の議会運営委員会決定の一般質問の要領において、発言通告に当たっては理事者において十分な答弁、または説明資料を得られる程度に質問項目を具体的に記載をすると定めております。また、今現在、通告の内容については、事前にホームページで掲載をし、当日は、傍聴者の皆様にも通告の要旨を配付しているということから、大きな差異があってはならない、大きな違いがあってはならないというふうに考えております。ついては、各党派等で、改めてその点についての周知をお願いするとともに、のむらパターンソン議員に対しては、議長を通じて注意をしていただくよう議会運営委員会として要請をしたいというふうに考えております。そういった内容で皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 そのように要請をさせていただきたいと思えます。

それでは2点目の、令和5年議会運営の評価及び検証についてであります。議会運営の評価及び検証のうち、議会が実施する自己評価について、先ほど行った代表者会議での協議の結果、配付している案のとおりとして全会一致となったところであります。中身は配付資料のとおりということで、確認をいただきたいと思います。今後は外部検証者による検証に当たり、その事務手続等については、委員長に一任をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは、外部検証者への配付資料の提出や、評価の内容等について説明を要する場合は、正副委員長を中心に対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、3点目の地方自治法の一部改正についてであります。12月10日の第210回臨時国会において可決、成立した地方自治法の一部を改正する法律案について、議会の招集日の変更や地方議会のオンライン開催など、議会に関わるものであり、内容について把握する必要があると考えております。そういったことから本日は、皆様に資料を配付させていただいております。ここで、事務局より概要について説明を受けたいと思います。

○酒井議会事務局長 それでは、地方自治法の一部改正につきまして、私のほうから、若干、補足説明させていただきたいと思います。

12月10日、いわゆる被害者救済法案が成立した参議院の本会議におきまして、同日、地方自治法も一部改正されました。これは議員立法によって提出された法案でございます。議長会3団体、県、それから市、町村の議長会では、政府及び国会に対しまして、地方議会の位置づけ、議員の職務の地方自治法における明確化をはじめ、会社員が立候補しやすい労働法制の見直し、それから請負禁止要件の緩和など、制度改正や支援措置を要望してきたところでございます。議員個人による請負に関する規制の緩和、それから災害の場合の開会の日の変更に関する規定が今般の一部改正で整備されたほか、改正法の附則におきまして、政府は、事業主に対し、地方議会議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を、就業規則に定めること等の自主的な取組を促す旨の規定が加えられるとともに、衆議院、それから参議院、それぞれの総務委員会で附帯決議として、請負規制の緩和における透明性の確保、立候補環境の整備、それから地方議会におけるオンライン開催の各事項について、政府が十分に配慮すべきであると明記されたところでございます。詳細の内容につきましては、添付しております資料に書いてございますので、後ほど目を通していただければと思います。なお、これらの法改正による本市議会の条例あるいは規則等の改正は特にありませんが、現在協議されている、第33次地方制度調査会において、地方議会の位置づけや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など、地方議会の在り方についても答申を出される予定というふうに聞いておりますので、このような答申を受けて、国のほうでまた動きがありましたら、逐一、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上、雑駁ですが説明とさせていただきます。

○高木委員長 資料については、散会后、控室に配付をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。

散会 午前10時52分